

支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク 規約

(名称)

第1条

本会は、支援の質とアカウンタビリティ向上ネットワーク(略称:JQAN、英語名称:Japan Quality & Accountability Network(JQAN)、読み:ジェイカン)と称する。

(目的)

第2条

本会は、2011年3月の東日本大震災発生以降、日本における支援活動の質とアカウンタビリティ向上に取り組んできたQ&Aワーキンググループの目的と活動を引継ぎ、以下を目的として活動する。

1. 国際社会で共有されている人道支援の諸原則、基準類を理解し、実践できる支援実務者および団体の育成。
2. 継続的に日本およびアジア地域での人道支援の諸原則、基準、応用例などについて教授・指導ができる日本の人材の育成。
3. 主に日本の国際協力、緊急人道支援、減災防災活動に関わる政策立案者、資金提供機関関係者への提言活動。
4. 日本の国際協力、緊急人道支援、減災防災活動に関わる経験や課題を国際社会としての支援の質とアカウンタビリティの向上に役立てていくための発信活動。

(活動)

第3条

本会は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。個々の取組において人道支援の中核基準を参照する。

1. Core Humanitarian Standardを含むスフィアハンドブックおよびその他関連基準類の情報収集と発信
2. Core Humanitarian Standard の認証制度の設計・更新、普及活動への協力
3. 研修の開催
4. 研修や提言活動に必要な教材・資料類の翻訳と調査分析
5. 教授・指導が可能なNGO人材の育成機会の提供、確保と人材管理
6. 提言・啓発活動
7. 国内外への発信活動
8. その他、前条の目的に資する活動

(会計年度)

第4条

会計年度は4月1日から翌3月31日までとする。

(参加団体)

第5条

新たに本会の参加団体になろうとするものは、別に定める参加申し込み手順を用いて以下の要件を約束することで、参加団体となることができる。

1. 日本において活動実績と拠点を有する非営利の市民社会組織またはそれに準ずる組織で、本会の趣旨に賛成し、可能な範囲で同団体のホームページ等でJQANのロゴを掲載するなど、そのメンバーであることを示すことに同意すること。
 2. 本会の趣旨に賛成し、求めに応じて可能な範囲で一緒に行動する意向を有する個人であること。
 3. 組織名や個人名をホームページやパンフレットなどで公表することに同意できること。
 4. 会員団体は、その団体内における人道支援の国際基準の普及を促し、その団体職員に対して学習機会を提供するように努めること。
- ただし、参加団体や個人であっても上記事項を満たさなくなった場合は、幹事会が退会を求めることができる。

(参加団体の特典)

第6条

会員団体は以下を優先的に得ることができる。

1. 国際基準に関する情報やJQANが入手したSphereやCHS Alliance関連の情報の配信
2. JQANが主催する研修などの情報の配信
3. 支援の質とアカウンタビリティをテーマとした【JQANミーティング】への参加や、JQAN運営に関する会合（幹事会）へのオブザーバー参加。

（JQANミーティング）

第7条

JQANミーティングは原則年一回、以下の目的で開催とする。

1. 主として参加団体の交流、主要基準に関する情報共有、JQANの活動の方向性の議論およびJQANの規約改訂、幹事団体の選出を行う場とする。また、幹事会が作成した事業計画・報告、選出した代表の報告を行う。
2. JQAN参加団体およびトレーナー、関係者を対象に開催する。

（幹事団体）

第8条

本会に3団体以上の幹事団体を置く。参加団体からの立候補・推薦を通じて選出する。

（幹事団体の職務と権限）

第9条

幹事団体は幹事会を構成し、JQANの事業計画・予算を立案し、進捗管理、期末の報告・決算まで全般にわたり年間を通じて監督する。

（幹事団体の任期）

第10条

原則3年とし、再任を可能とする。

（幹事会）

第11条

本会では、原則2ヶ月に1回幹事会を開催する。幹事会は、幹事代表を含む幹事全員で構成するものとする。

2 幹事会は、以下の職務を行う。

1. 本会の業務執行の進捗の管理と決定
2. 本会の渉外活動の管理と決定
3. 本会の計画・予算策定と執行管理及び報告・決算
4. JQANミーティングの開催
5. Sphere Focal Pointの機能
6. 本会の活動終了後の解散、あるいは一部活動の継続、移管等に関する検討と立案
7. その他"

3 幹事会は参加団体・トレーナーに対し開催日時・議題を公開し、オブザーバー参加希望者が参加可能にする。計画・報告書類は共有する。

（幹事団体の構成）

第12条

構成区分は、スフィアハンドブック・CHS、その他Humanitarian Partnership Standardに関わる日本の普及機関ないし世話役機関と、基準類を実践する事業団体とする。

（代表）

第13条

本会は、1名以内の代表を置くことができる。代表は、幹事会の互選により幹事団体の構成員から選出する。

2 代表の任期は幹事団体と同様とする。

3 代表は但し主たる資金提供団体と事務局機能を担う団体以外から選出する。代表の任期は幹事団体と同様とする。

4 本会は必要に応じて代表を補佐する副代表を置くことができる。

(事務局)

第14条

事業の円滑な実施運営のために、本会は特定非営利活動法人国際協力NGOセンターに事務局を置き、以下の業務を行う。

- ・会員、幹事団体、トレーナー情報の管理、連絡
- ・JQANミーティング、幹事会の開催
- ・事業計画・予算、報告・決算の諸案作成
- ・経理、資金管理と検査
- ・事業計画の実施(研修運営、調査、提言、ハンドブック発送管理等)
- ・発信活動(主にウェブサイト管理・運営)
- ・渉外

(監事)

第15条

監事は任命しない。その代わり本回の活動状況を会員団体・トレーナーに対して平時から公開・共有する。財務状況の監査は、事務局を置く団体の会計監査の一環で行う。

(法の遵守)

第16条

本会の運営に際しては、日本の国内法を遵守する。参加団体が日本の国内法を遵守しない場合は、JQANミーティングにおいて除名を求めることができる。

(規約の改正)

第17条

本会の規約は幹事会の決議により改正することができる。

(附則)

1. この規約は2015年7月24日から施行する。

2. 規約改訂日:2021年10月6日

2021年12月16日

2025年10月20日

以上